

家庭用温水暖房契約(選択約款)の一部変更について

2025年9月19日
白根ガス株式会社

平素は白根ガスをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

2025年10月1日より、家庭用温水暖房契約(選択約款)を以下のとおり変更いたします。

<家庭用温水暖房契約(選択約款)の変更点>

- 5.契約の締結(3)について、「その契約期間満了前に」から「その契約中に」に変更
- 5.契約の締結(4)について、「その契約の期限満了前に」を削除
- 6.契約期間について、全文を削除
- 13.契約の変更または解約について、「契約期間中であっても」を削除

詳細は、別紙の新旧対照表および弊社ホームページをご確認ください。

<問い合わせ先>

白根ガス株式会社
営業部営業課
電話:0256-61-7511

<別紙:家庭用温水暖房契約(選択約款)の新旧対照表>

変更前	変更後
<p>5. 契約の締結</p> <p>(3) 当社は、この選択約款を契約されたお客さまで、その契約期間満了前に解約されたかたが、同一需要場所でのこの選択約款または他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時的不使用による解約の場合はこの限りではありません。(5 (4)において同じ)</p> <p>(4) 当社は、この選択約款を契約されているお客さまが、その契約の期限満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>6. 契約期間</p> <p>契約期間は、次の期間といたします。</p> <p>(1) 新たに本選択約款にもとづき契約を開始した場合は、契約開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。</p> <p>(2) 契約期間満了に先立って解約の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。</p> <p>13. 契約の変更または解約</p> <p>(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものといたします。</p> <p>(2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解除できるものといたします。</p>	<p>5. 契約の締結</p> <p>(3) 当社は、この選択約款を契約されたお客さまで、その契約中に解約されたかたが、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時的不使用による解約の場合はこの限りではありません。(5 (4)において同じ)</p> <p>(4) 当社は、この選択約款を契約されているお客さまが他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>[削除(以降の見出しの番号を繰り上げ)]</p> <p>12. 契約の変更または解約</p> <p>(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2によりこの選択約款が変更された場合は、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものといたします。</p> <p>(2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、相互に契約を解除できるものといたします。</p>